

## 第2版 はじめに

2010年代は国内外において激動の時代と言えるであろう。国内を見てみると、2011年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機として、国内外でエネルギー源が原子力から再生可能エネルギーへと大きく見直される流れとなった。その後2012年12月に当時の民主党から自由民主党に政権が交代し、経済成長を目的に金融緩和措置を実施して景気浮揚を図る所謂“アベノミクス”という政策が取られ、現在緩やかながらも景気回復の傾向にある。

国外に目を向けると、2008年9月に米国の投資銀行グループであるリーマンブラザーズが破綻（“リーマンショック”と呼ばれる）し世界中が大きな景気後退に陥ったが、その後全世界的には景気浮揚・後退を経て現在は回復傾向にある。ただし、これをもう少し仔細に見てみると先進国と途上国、あるいは地域間によって経済格差が生じており、このために途上国では政情不安となって頻発するテロ等の発生の要因となっている。また、先進国内でも国際間の貿易や技術進歩の不均衡から所得格差が著しくなり、低所得層の不満を受けての保護主義の台頭（グローバルイゼーションの否定的見方の拡大）が各国で見られるようになってきている。2017年は保護主義と自由主義の対立の中で自国の政権トップを選ぶ選挙もいくつかの主要国で行われ、必ずしもどちらか一方の陣営のみが勝利するという結果にはなっていない。

本書の初版は2010年代初頭の2012年8月に上梓されたが、5年の間に上述のように世の中は大きく変動している。そしてこのことは本書が対象としている情報通信技術（ICT: Information Communication Technology）、および知的財産権とその適用分野でも例外ではない。ICTの分野では初版で示した当時のトレンドとしての「デジタル技術」、「高速通信」、「クラウドコンピューティング」、「スマートフォン／タブレット端末」、「SNSサービス」等は今日すでに当たり前の技術・サービスとして世の中に認知され、私たち利用者はその恩恵を十分に享受している。現在はその当時に萌芽が見られていた「IoT(Internet of Things)」、「ビッグデータ」、「第3世代のAI(Artificial Intelligence)」といったキーワードの元に各国の企業がこれら技術・サービスの覇者となるべくしのぎを削っている。

その結果、知的財産権の分野では、このような世の中の変動や技術革新を受けて政策や法律に関して次に示すような新たな動きがあり、第2版ではこれらを盛り込んだ内容とした。

- ・「政策」では、知的財産政策の前提となる経済社会情勢が急激に変容したことから、新たに「知的財産政策に関する基本方針」が制定された。
- ・「特許法」については、進展のはやい技術分野において企業活動の円滑化を図るため職務発明については原始的に使用者帰属とするよう改正された。
- ・「意匠法」については、スピードを持ってグローバルな規模で模倣品を排除し、取り締まる

ことができるように WIPO 国際事務局への 1 つの出願で複数国（締約国）に同時に意匠出願した場合と同様の効果が得られる制度が利用できるようになった。

- ・「商標法」としては、新たに“音”，“色彩のみからなる商標”，“ホログラム”，“動き”などが商標として認められた他，国際的にも認められている地理的表示保護制度が施行された。
- ・「著作権法」に関しては，2010 年代にはいって技術の変遷により主要な音楽の聴取方法となったネットを経由しての音楽配信サービスに関して著作権が見直され，利用が拡大している電子書籍まで出版権が拡大された。また AI により制作された著作物の権利についての課題にもふれている。

2010 年代の非常に大きな動きとしては経済のグローバル化の顕著な具体例である「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定（Trans-Pacific Partnership Agreement）」が挙げられる。これは『アジア太平洋地域において，物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに，知的財産，電子商取引，国有企業，環境等幅広い分野で 21 世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組み』（外務省ホームページ）であり日本，米国，カナダ，メキシコ，ニュージーランド，オーストラリア，シンガポール，マレーシア，ブルネイ，ベトナム，タイの 12 カ国が加盟することとして 2015 年 10 月に大筋合意に至った。この協定が発効すると世界の GDP の 4 割を占める強大な経済圏となり知的財産分野においても大きな影響があるものとされていた。しかしながら，本協定については協定域内の 6 割の GDP を占める米国が 2017 年 1 月の大統領の交代を契機に方針を変更して離脱したため，日本が中心となって残った 11 カ国（TPP11）で改めて協定締結に向けて協議が行われ大筋，合意となっているが，最終的な協定発効には到っていない（2017 年 12 月時点）。このため，TPP による知的財産に関する内容等については本書では触れないこととした。

本書が知的財産権や法令を学びたい理系の学生，および ICT に関する知見を得たい法学を始めたとする文系の学生にとってお役に立つことができれば幸いである。また，本書の内容は学生のみでなく若い世代の社会人においてもその活用に十分に耐えるものと考えている。

最後に，本書執筆の機会を与えていただいた未来へつなぐデジタルシリーズの白鳥則郎編集委員長，および編集委員の水野忠則先生，高橋修先生，岡田謙一先生，ならびにサイエンス工房 KOZA の島田誠氏に厚く御礼申し上げる。

2018 年 1 月

菅野政孝  
大谷卓史  
山本順一

## はじめに

21世紀に入ってからインターネットを中心とする情報通信技術 (ICT: Information Communication Technology) の発展は著しい。私たちは ICT の中身は意識しなくても日常あらゆる場面で ICT にかかわるサービスの恩恵に浴している。

しかし、ICT にかかわる商品やサービスを提供する企業においては、私たちからは見えないところで企業同士極めて熾烈な開発競争を繰り広げており、常に新しい ICT を産み出していく必要がある。ICT を始めとする技術は私たち人間が思いついたアイデアを基に多くの技術者、開発者の力によって私たちの生活の中で利用できる実用的な商品、サービスへと創り上げられる。このため技術はこれら技術者、開発者が共通に理解できる情報として表されることになる。このような情報は企業が存続して行くための重要な知的財産であり、技術は知的財産と切っても切れない関係を持つ。

本書はこのような背景を踏まえ、知的財産権および関連する法令について主に ICT と ICT に関する機器・サービスならびにここで扱われる情報に着目して解説したものである。

世の中には ICT に関する優れた専門書は数多く発刊されている。また一方、法学の世界には知的財産権に関する専門書もまた数多く出版されている。しかしながら、知的財産権と関連法令について ICT 全般の観点から解説した専門書はさほど多くない。そこで本書では現代の急激に発展する ICT を活用する社会、あるいは企業の中の利用者の立場で、知的財産権とその法令をいかに捉えるべきかという視点で執筆している。

したがって、対象読者はこの「未来へつなぐ デジタルシリーズ」の主要な読者層であると考えられる理系の大学・大学院生は勿論のこと、知的財産権を学ぶ大学・大学院生やより広く文系の学生をも想定している。

本書は 15 章より構成される。各章の始めに内容の理解を助けるための「学習のポイント」と「キーワード」を示し、各章の最後には演習問題を備えた。各章の概要は以下の通りである。

第 1 章では、知的財産、知的財産権の定義や意義と日本における知的財産権関連の現状について示し、第 2 章でメディアの歴史と知的財産権制度の変遷について示した。

第 3 章で知的財産法制全体の概観を述べ、第 4 章では産業構造の高度化を支える知的財産権としての産業財産権、第 5 章では消費生活に浸透し消費行動を誘引する知的財産権としての商号権、商標権等を、第 6 章では職業的創作者からすべての人たちが創作公表する時代の知的財産権としての著作権を記した。第 7 章では著作権についてより生活に密着した中での権利の在り方について詳述した。第 8 章ではソフトウェアと特許権、著作権、商標権との関係やソフトウェアが特許権および著作権の対象となるに至った経緯を示した。また、ビジネスモデル特許

についても解説している。第9章ではソフトウェアを工業製品としてビジネスの対象と捉えた時に関連してくる知的財産権について詳述した。第10章ではコンテンツ流通ビジネスと著作権の関係についてビジネスの事例、権利の考え方を詳しく述べ、第11章ではオープンソースソフトウェアの定義やメリット、デメリットを、第12章でデジタル権利管理 (DRM) について技術の内容と関連する法令を示した。第13章で ICT にかかわる標準化と知的財産について、第14章で ICT 企業の知的財産権・標準化戦略を述べた。第15章で ICT の将来と知的財産権について述べ最後に全体のまとめとして締めくくった。

本書が知的財産権や法令を学びたい理系の学生、および ICT に関する知見を得たい法学を始めたとする文系の学生にとってお役に立つことができれば幸いである。

最後に、本書執筆の機会を与えて戴いた未来へつなぐ デジタルシリーズの白鳥則郎編集長、および編集委員の水野忠則先生、高橋修先生、岡田謙一先生、ならびに共立出版編集部の島田誠氏に厚く御礼申し上げる。

平成 24 年 7 月

菅野政孝  
大谷卓史  
山本順一